

## 7 補装具・日常生活用具

障害のある人の職業活動や日常生活を容易にするための義手、義足、車椅子、補聴器などを購入・修理する際の補装具費の支給や日常生活の便宜を図るための障害に応じた日常生活用具の給付又は貸与を行っています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機 関名等
日常生活用具給付等 事業  身 知 精 難 (各市町へ問い合わせ てください。)	障害者・障害児の日常生活がより円滑に行われるよう次の用具の給付又は貸与を行っています。 ※対象となる用具の種目は、各市町により異なります。	世帯の課税状況により無料、一部負担又は全額負担	市町
	対 象	区 分	用 具 参 考 例
	障害の区分なし	給付	火災警報器、自動消火器
	視覚障害者（児）	給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、盲人用体温計（音声式）、視覚障害者用ワードプロセッサ、視覚障害者用拡大読書器、点字図書、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用活字文書読上げ装置、盲人用時計、電磁調理器、盲人用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器
	聴覚障害者（児）	給付	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
		貸与	福祉電話、ファックス
	音声・言語機能障害者（児）	給付	携帯用会話補助装置
		貸与	ファックス
	視覚・聴覚重複障害者	給付	点字ディスプレイ
	肢体不自由者（児）	給付	便器、特殊便器、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具、情報・通信支援用具、特殊寝台、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、訓練用ベッド
		貸与	福祉電話
	肢体不自由児	給付	訓練いす
	じん臓機能障害者（児）	給付	透析液加温器
	在宅酸素療法者	給付	酸素ボンベ運搬車
	呼吸器機能障害者（児）	給付	ネブライザー、電気式たん吸引器
	知的障害者（児）・ 精神障害者（児）	給付	頭部保護帽
	喉頭摘出者	給付	人工喉頭
	ストーマ造設者	給付	ストーマ装具
	高度の排尿機能障害者	給付	紙おむつ等、収尿器
	脳原性運動機能障害 かつ意思表示困難者	給付	紙おむつ等
	難病患者等	給付	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、居宅生活動作補助用具

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機 関名等
補装具費の支給  身 難	身体上の障害を補うための用具を購入・修理・借受けをする際に補装具費の支給を行っています。	原則、定率の1割負担とし、所得に応じた負担上限額を設定。障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担を軽減。ただし、一定所得以上の場合は支給対象外。	市町
対 象		用 具 名	
視覚障害者（児）		視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	
聴覚障害者（児）		補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）	
重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者（児）		重度障害者用意思伝達装置	
肢体不自由者（児）		義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ	
肢体不自由児		座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	
<p>※借受けの対象種目：①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 ②重度障害者用意思伝達装置の本体 ③歩行器 ④座位保持椅子</p>			
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入や修理に要する費用の一部を助成します。</p> <p>※対象児は、次の要件の全てに該当する18歳未満の者。</p> <p>①広島県内の市町に居住していること。</p> <p>②両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上であること。</p> <p>③聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者でないこと。</p>	<p>補聴器の種類に応じた定めた基準額を上限とし、補聴器購入費等と基準額と比較して少ない方の額の1/3が自己負担。</p> <p>ただし、一定所得以上の場合は助成の対象外。</p>	市町

## 補装具費の制度

### ① 補装具費支給の仕組み

- 補装具を利用する人の申請に基づき、補装具の購入、修理又は借受けが必要と認められたときに、市町は、補装具費の支給決定をします。
- 補装具を利用する人は、市町からの補装具費の支給決定を受けて、補装具製作者と補装具の購入・修理・借受けにかかる契約を結びます。

### ② 補装具の定義

次の3つの要件をすべて満たすもの

- ア 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- イ 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一部品を継続して使用するもの
- ウ 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの

### ③ 利用者負担について

利用者負担については、原則として1割を利用者が負担することとなっています。

ただし、世帯の所得に応じて、次の3区分の負担上限額が設定されています。

<負担上限月額について>

- 生活保護受給世帯等の人なら ..... 0円
- 市町村民税非課税世帯の人なら ..... 0円
- 市町村民税課税世帯の人なら ..... 37,200円

<生活保護への移行防止措置について>

定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

障害者本人又は配偶者（障害児の場合は、本人又は他の世帯員）のいずれかが一定所得以上の場合（※）には補装具費の支給対象となりません。

※ 一定以上の場合とは、本人又は配偶者（障害児の場合は、本人又は他の世帯員）のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合が該当します。